

21 防衛庁 非予算(特区・地域再生 再々検討要請回答)

| 管理コード | 具体的事業を実現するために必要な措置(事項名) | 該当法令等 | 制度の現状 | 措置の分類 | 措置の内容 | 措置の概要(対応策) | 再検討要請 | 提案主体からの意見 | 「措置の分類」の見直し | 「措置の内容」の見直し | 各府省庁からの再検討要請に対する回答 | 再々検討要請 | 提案主体からの再意見 | 「措置の分類」の見直し | 「措置の内容」の見直し | 各府省庁からの再々検討要請に対する回答 | 提案事項管理番号 | 措置の具体的内容 | 具体的事業の実施内容 | 提案主体名 | 制度の所管・関係府庁 |
|---------|-----------------------------------|---|--|-------|-------|--|--|-----------|-------------|--|--------------------|--------|---|---------------------------------|---|-----------------------------------|---------------------|----------|------------|-------|------------|
| 2120010 | 住宅防衛事業補助金交付申請書の添付書類のうち印鑑証明書を不要とする | 平. 15. 7. 31. 施令第1189号(DF5)住宅防衛事業事務処理要領について(通達) | 住宅防衛工事に関する助成の措置(これに準ずる措置を含む。以下「住宅防衛事業」という。)を実施するために必要な個人情報の適正な取扱いに関する基本的事項を定めるとともに、住宅防衛事業の円滑かつ適正な処理を図るために必要な事項について定めている。 | C | - | 住宅防衛工事の助成の措置は、住宅防衛工事を行う住宅の所有者又は当該住宅に関する所有者以外の権利を有する者(以下「所有者等」という。)に対する補助金の交付により行うものであり、個人の財産に関わる措置であることから、当該補助金の交付の申込みが所有者等本人の意思に基づくものであるか否かの確認が必要不可欠であるところ、これを簡便に確認するため、一般的に文書の作成者が本人に相違ないことを証明するために用いられている印鑑証明書を添付させているものである。 地方、印鑑証明書を不要とした場合における代替方法としては、現地調査時に申込者本人に立ち会いを求めるとともに、身分証明書等を提示してもらうことにより、申込者が所有者等本人か否かの確認を行った上で、当該申込みが本人の意思に基づくものかどうか確認する方法もあるが、現地調査は、通常平日に行うため、申込者本人が立ち会えないことが多いが、この場合には、再度本人確認等のために申込者を拘束する必要が生じるため、かえって負担を強いることになるなど、印鑑証明書を不要とすることが必ずしも負担軽減に繋がらないと考える。また、事務処理が煩雑化するため、当該事業の円滑な実施に支障を及ぼすことが懸念される。 以上のことから、住宅防衛工事の助成に当たっては、印鑑証明書を必要不可欠なものであり、これを不要とすることは困難である。 | 以下の理由により、印鑑証明書の添付が必要不可欠とは言えない。①交付申請書の提出時に世帯全員が記載されている住民票簿も添付することになっているが、本市では世帯全員が記載されている住民票簿を交付する際に、原則として申請者の本人確認を行っている(代理人が申請する場合は、本人が作成した委任状の提出と代理人の本人確認を義務付けている)ため、この世帯全員の記載がされている住民票簿による本人確認が可能である。②独立行政法人空港都市圏機構が実施している民間空港周辺の民家防衛工事補助事業については、申込み時に印鑑証明書の添付を義務付けていない。 | B-1 | IV | 当庁は、住宅防衛事業補助金の交付の対象として適正かどうかを審査するため、住宅防衛工事希望者から添付書類(住民票簿・印鑑証明書等)を添えて交付申請書を提出していただいているところである。前田市が住民票簿を交付する際に、原本申請者の本人確認を行っているとしても、当該申請者が工事希望者本人でない場合も想定される。 また、当庁の住宅防衛事業は、国が住宅所有者等に直接補助金を交付するいわゆる直接補助事業であり、申込みの受付方法は、住民の負担を軽減する観点から、原則として郵送としている。 地方、国土交通省の住宅防衛事業は、市町村や独立行政法人が補助事業者となり、市町村等が住宅所有者等に補助金を交付するいわゆる間接補助事業であり、市町村が窓口となって申込みの受付付けを行い、その際に本人確認を行っていることから、印鑑証明書の添付を義務付けていないものと承知しており、当庁と国土交通省では住民に対して補助金を交付する仕組みが相違している。 今回の前田市からの要望を受け当庁において検討した結果、現地調査時等に申込者本人が立ち会い、身分証明書の提示等により、本人確認を行った上で、当該申込みに係る意思を確認する方法をとった場合には、事業の円滑な実施に支障を及ぼす事象が生起する可能性も完全に否定できないが、必ずしも印鑑証明書の添付は要さないものと考えられる。 以上のことから、印鑑証明書を交付申請書に添付する方法は維持しつつも、申込者が現地調査時等に本人確認等を希望する場合には、身分証明書の提示等により、本人確認を行った上で、当該申込みに係る意思を確認する方法によることとし、この場合には印鑑証明書の添付は不要とするよう住宅防衛事業事務処理要領を見直すこととする。 なお、住宅防衛工事の助成は、航空機騒音による障害を防止、又は軽減するため住宅の所有者等に対し措置するものであり、特定の地域に限って事務手続の簡略化を図る合理的理由は見当たらず、特区での対応は不可とするが、住民ニーズの多様化に対応するという観点から、平成18年度末までに全国的に対応することとする。 | B-1 | IV | 住宅防衛事業補助金交付申請書への捺印は認印でも可能とし、住宅防衛工事助成を希望する世帯を拡大させることにより、市民生活の安定及び在宅就労の拡大を図るとともに、地元の住宅防衛工事関連企業の経済活動の活性化を図る。 | 1 0 7 0 0 1 0 | 住宅防衛事業補助金交付申請書への捺印は認印でも可能とし、住宅防衛工事助成を希望する世帯を拡大させることにより、市民生活の安定及び在宅就労の拡大を図るとともに、地元の住宅防衛工事関連企業の経済活動の活性化を図る。 | 町田市 | 防衛庁 | | | | |
| 2120020 | 自衛隊が運営する隊員食堂の外部委託 | 給食の実施に関する訓令 | 自衛隊の部隊等による給食業務は、部隊運営の必要から、給食計画をはじめ、栄養管理、調理、食堂その他器材等の管理、及び会計事務等を隊員により行っている。 | C | - | 自衛隊の活動は、主として自衛官により行われ、有事には防衛出動等、平時には演習・訓練・災害派遣等、部隊や艦艇を行動単位として行う必要があり、給食業務もこの活動の一部をなすものである。このため、平時から部隊行動に必要な調理要員を確保し、任務として調理業務を行わせ基本機能を確保しているところであり、駐屯地等の給食業務を包括的に外部委託することは困難である。地方、部分的な委託としては、①調理において、自衛官以外の職員により行っている部分については、毎年の定年退職を機に定員削減を進めつつ、補充すべきポストについては費用対効果・委託手法等の検討を行い、部外委託を行う予算を確保してきた。(18年度予算では、航空自衛隊府南基地の調理業務、配食業務の一部を部外委託する予算を確保した。)さらに自衛官が行っている部分についても、部外委託を検討中である。また、②献立業務及び食材の発注業務については、現在管理栄養士(医療職(二))の資格を持つ職員が従事しているが、自衛隊の運用に支障がないと考えられる場合には、今後定年退職者を補充する必要がある際に部外委託への検討の余地が出てくるものと考ええる。 | 航空自衛隊府南基地については、外部委託を行うことだが、具体的に外部委託される調理業務・配食業務の内容を明示された。また、民間企業が自衛隊基地内の食糧業務の部分を委託を受ける際の系統と、価格要件を具体的に指示された。さらに、部外委託への検討の余地が出てくるとの回答であるが、民間に任せることが可能な業務として、具体的にどのような業務が想定されるのか、右提案主体からの意見も踏まえ、再度検討し、回答されたい。 | C | - | 航空自衛隊府南基地の部外委託される①調理業務の内容は、職員である調理員と共同で調理を実施し隊員の給食を賄う業務であり、②配食業務の内容は、調理員が調理した給食をそれぞれ食器に盛り付け、隊員に配食する業務である。委託業者は競争入札により決することとしており、官制が提示する仕様書の要件を充足し、かつ入札参加資格を持つ業者であれば競争入札への参加は可能である。入札参加資格取得のために行う資格審査申請内容は、主たる事業の調理、希望する資格の種類、製造・販売等実績などである(資格審査申請の手続きは各駐屯地等で可能)。 駐屯地等の給食業務を包括的に外部委託することは困難であるが、その一部については部外委託を実施してきたところであり、陸上自衛隊についても、一部の駐屯地(小平、武山及び相模)において調理業務の一部を部外委託しているところである。今後も駐屯地等の特性(部外委託を導入しやすい学校、教育部隊など)を考慮しつつ調理業務及び配食業務の一部について部外委託を検討する予定である。 | C | - | 自衛隊の活動は、主として自衛官により行われ、有事には防衛出動等、平時には演習・訓練・災害派遣等、部隊や艦艇を行動単位として行う必要があり、給食業務もこの活動の一部をなすものである。このため、平時から部隊行動等に必要となる調理要員を確保し、任務として調理業務を行わせ基本機能を確保しているところから、駐屯地等の給食業務を包括的に外部委託することは困難である。 したがって、現在、給食業務の部外委託の実施に当たっては、有事及び平時における自衛隊の部隊行動等に必要となる調理要員及びその基本機能は前述のとおり確保しつつ、自衛隊の活動と能力の維持に支障を与えない範囲において、部外委託を実施している。 | 1 1 3 0 8 9 | 全国各地の自衛隊基地内の隊員食堂で行われている給食業務の民間事業者への包括委託、更に、献立権、食材の発注権も、豊富な管理栄養士を有し、且つ、全国的な食材購買力を持つ民間企業へ付与する。 | 本部から全国各地の基地に到るまでの給食業務の民間事業者への外部委託 | 社団法人日本ニュービジネス協議会連合会 | 防衛庁 | | | |